

長野県小海町 支援制度一覧

制度	対象者	対象要件	助成金額	
子育て世代住宅取得助成事業	19歳未満の子どものいる世帯、もしくは夫婦のどちらかが40歳以下の世帯	居住部分が50m ² 以上の物件の取得(新築、増築、中古物件)	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅の取得 100万円 ・増築、中古住宅の取得 50万円 ・新築、増築住宅を町内業者で建設した場合20万円が加算(中古住宅は適用外) ・19歳未満の子どもがいる場合、1人につき10万円が加算 	
制度	対象者	対象要件	工事を行う業者要件	助成金額
住宅リフォーム助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小海町に住民登録している方 ・対象となる住宅所有者、借主 ・小海町空家等対策計画に登録された空家等の所有者 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己または家族の居住に供する住宅 ・店舗併用住宅部分 ・貸家住宅(借主が実施する場合) 	個人住宅の増築、改築、模様替え、補修、設備改善工事及び新築工事	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事費の20% (中学生以下の者が同居している場合は25%) ・助成限度額20万円 (中学生以下の者が同居している場合は25万円)

制度	対象者	支給方法及び支給額
子育てクーポン支援事業	小海町に住所登録している小学校及び中学校に入学する児童・生徒を養育している保護者	こうみPネット協働組合商品券で交付 ・小学校入学児童1人につき1,000円券20枚 ・中学校入学児童1人につき1,000円券30枚
制度		内容
チャイルドシート購入補助		乳幼児を対象としたチャイルド購入費の補助を行います。(上限10,000円) (購入金額が10,000円以下の場合は、1,000円未満切り捨てになります。)
制度	対象者	補助方法及び補助金額
高校生等通学費補助事業	高等学校等に鉄道で通学する子を養育している保護者	通学定期券の購入費用の1/3を現金支給で補助

制度	助成内容	
保育料負担軽減制度	満3歳以上は無料 満3歳未満については所得に応じて軽減	
制度	内容	
保育園完全給食化	家族の負担、食育、地産地消の推進を目的に、入園児に対して完全給食を提供	
制度	対象者	助成内容
18歳まで医療費支給	18歳までの方	医療機関等に通院・入院したときの医療費のうち保険診療に係る自己負担分を助成

制度	内容	
宅地分譲	利便性の高い、魅力ある住環境の創出のため、国道141号線沿線の平坦地を中心に、また中部横断道自動車道開通(八千穂高原IC～佐久南IC)に伴い、他地域への通勤可能の拡大を視野に入れ、宅地分譲などの住まいの拠点づくりの際の安価な住宅地の提供を実施	
制度	対象者	補助金額
タクシー利用助成事業	70歳以上の高齢者や障がい者手帳所持者など交通弱者の移動手段としてタクシーを利用する方	1枚300円の助成券で1200円分の補助を行う 年度購入限度数は48枚 運転免許証自主返納者は申請年度含め5年間、助成券12枚無料交付
制度		内容
空き家、別荘バンク活用事業		移住定住促進のため、居住地の確保の必要性の観点から、集落内での空き家の発掘、松原別荘地を有効な地域資源と位置付け、二地域居住の可能性も見据え、別荘地での住宅の発掘をし、空き家バンクを通し情報発信

制度	内容	対象要件	支給方法及び支給額
青年就農給付金 (国補助)	自ら独立して農業を開始する方に対し、給付金を給付する	原則として45歳未満で独立、自営就農する方、就農する市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている方で、就農後の所得が(本支給以外)が250万円未満の方	給付額年間150万円 (最長5年間)
制度	内容		
インターンシップ制度	農業・林業・商業など様々な職の場を体験してもらい、就労等のきっかけづくりの創出により、労働等の担い手、後継者不足といった課題の解決を図ることが目的 町が参加者の宿泊費、受入先の謝礼を負担		
制度	内容		
店舗改装助成事業	商店等の活性化を促すことを目的とし、店舗等を改装した場合、上限を100万円とし、その費用の1/2を助成		

制度	内容	対象者
就学援助費の支給	経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童の保護者に対して、給食費、学用品、就学旅行費の一部を援助	当該年度の住民税非課税世帯であること
制度	内容	補助金額
空家等対策事業 補助金 (空家整備事業)	家財道具等の搬出及び処分並びに屋内及び屋外の清掃等に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額以内とし、20万円を限度とする
制度	内容	補助金額
空家等対策事業 補助金 (空家等解体撤去事業)	空家等の解体及び除却に係る経費 (1)解体及び撤去、処分 (2)その土地の整地及び清掃等	補助対象経費の2分の1に相当する額以内とし、50万円を限度とする